最終更新日：2021年12月3日
松井証券株式会社
代表取締役社長 和里田 聰
問合せ先：03-5216-0784
証券コード：8628
https://www.matsui.co.jp/company/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を達成するために、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを整備、運用すること、経営の健全性と経営状況の透明性を維持すること、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を維持することを経営の基本方針としています。
また、当社は、「個人投資家にとって価値のある金融商品・サービスの提供を通じて、お客様の豊かな人生をサポートすること」を企業理念として掲げております。企業理念を実現するうえでは、優位性のある顧客体験価値を提供することが何より重要だと考えており、お客様の投資や資産形成をサポートするべく、個人投資家の様々なニーズを満たすための金融商品・サービスを提供することに努めてまいります。その結果として、ステークホルダーへの価値創造及び当社の中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えています。
これらの実現のために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月改訂後のコードに基づいて記載しています。
また、2022年4月よりプライム市場で適用となる内容も記載しています。

＜補充原則 2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保＞
当社は、役員、従業員の多様化を図り、個性を活かす組織づくりが重要であると認識しています。人材の登用については、性別・国籍・職歴等を問わず、個々の能力や適性を十分見極め、必要な人材を登用しています。管理職における多様性の確保の状況については、以下のとおりです。また、多様性の確保について、具体的な数値目標は定めていません。

管理職に占める割合（2021年11月末時点）
女性：8.6%／中途入社：22.9%

当社は、年代・職歴等をはじめ、多様な人材で組織づくりを推進することを基本方針としており、組織における長期的な年齢構成の適正化を図るため、毎年継続的に新卒採用を実施するほか、組織に必要な人材を即戦力として採用するため、中途採用を適宜実施しています。また、多様性の確保に向けた人材育成、社内環境整備について、多様なキャリアパスを経た人材を育成するため、新卒から10年程度の間に複数部署での業務を経験するジョブローテーション制度の導入や、専門的なスキルを備えた人材を確保する取組みとして、プロフェッショナル制度を導入しています。その他、一人ひとりが成長して、お互いを高め合うことを目的に360°フィードバックの制度を導入し、多様性と受容を促進させる取組みを実施しています。

＜補充原則 3-1-3 サステナビリティについての取組み＞
サステナビリティについての取組みは、2－3及び2－3①に記載のとおりです。当社は、年代・職歴等をはじめ、多様な人材で組織づくりを推進することを基本方針としています。この方針に基づき、人的資本への投資については、組織における長期的な年齢構成の適正化を図るため、毎年継続的に新卒採用を実施するほか、組織に必要な人材を即戦力として採用するため、中途採用を適宜実施しています。また、役職毎に実施する社内研修や、テーマ別に受講が可能な外部研修等を通じて、人材育成を図るための環境整備に取り組んでいます。

気候変動に係るリスク及び収益機会について、気候変動が様々な企業の経済活動に影響を及ぼし、それが金融市場を通じて当社事業に間接的に影響する可能性があると認識しています。ただし、当社事業の特性を鑑みると、気候変動が当社事業に及ぼす直接的な影響は限定的であると考えております。気候変動が当社事業に及ぼす影響について、必要なデータの収集と分析を行い、開示の質と量の充実を進めてまいります。

＜補充原則 4-1-2 中期経営計画の策定＞
当社は、主たる事業である証券業の業績が株式市場の動向に大きく左右されるため、業績予想を行うことが困難な状況にあります。したがって、当社が業績予想を行うことは、株主に対して誤ったガイダンスを示す恐れがあることから、適切ではないと考えます。このため、具体的な数値目標を伴う中期経営計画についても作成していませんが、市場環境や競争環境を踏まえた経営計画を策定しています。当社の経営計画は、経営の主要課題に基づき、「事業計画」、「営業計画」、「IT計画」、「組織計画」の4つの軸で構成されています。経営計画における重要な課題とその取り組み内容、進捗状況については決算説明会や株主総会等で説明を行っています。

なお、取締役会では、当社の経営戦略等の方向性や詳細な経営計画等について、社外役員を交え、建設的な議論を行い、その内容について決定しています。具体的には、市場環境、証券業界の動向、競合状況、顧客要望等を踏まえ、新商品、新サービス、新たな取引ツール等の事業規模拡大に係る施策、及びオンライン証券会社の生命線である取引システムの安定性確保のためのシステム投資など、短期的、中長期的な取組みについて、取締役会で毎回検討し、その進捗や優先度の見直しを行っています。

＜原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保＞
当社は、変化の激しい経営環境へ適時適切に対応するには、経営判断と業務執行を一体化して運営することが望ましいと考え、高度な専門性を備えた社内取締役を中心に構成するマネジメント体制を採用しています。取締役候補の指名に際しては、知識・経験・能力の観点から、当社の取締役として十分な資質があると判断した人材について、性別や職歴等を問わず選任する方針です。

当社の取締役会は、事業戦略、マーケティング、商品開発、システム、コンプライアンス、財務・会計、人事、広報・IR等の分野に精通した社内取締

役と、上場会社の取締役、監査役、証券会社及び資産運用会社の経営経験者、大学教授兼弁護士、税理士からなる社外取締役により構成されています。当社は監査等委員でない取締役の員数を15名以内、監査等委員である取締役を4名以内と定款で定めていますが、効率性の高い経営システムを推進していくための適正な規模を考慮して、現在は14名の取締役（社内取締役8名、監査等委員でない社外取締役3名、監査等委員である社外取締役3名）を選任しています。また、社内取締役8名のうち1名が女性です。

当社の監査等委員会は、税理士等として、財務・会計に関する豊富な知識を有する専門家を含む監査等委員である社外取締役3名で構成されています。

経営監視の点においては、複数の社外取締役を選任しており、これら社外取締役における監督、監査等委員会による監査を実施しています。また、代表取締役、監査等委員でない社外取締役全員で構成される指名報酬委員会を設置しており、取締役の選解任、評価、報酬等の重要な事項について、社外取締役から適切な関与・助言を得るための体制を整えています。以上に基づき、取締役会全体としての実効性は十分に確保され、機能の向上に繋がっているものと考えます。なお、さらなる経営機能強化のため、2021年度中に取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施する予定です。

＜補充原則 4-11-1 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方＞
取締役会の全体としての構成、取締役の選任に関する方針・手続については、3－1（iv）及び4－11に記載のとおりです。なお、取締役のスキル・マトリックスについては、開示に向けて検討を行っています。

＜補充原則 4-11-3 取締役会の実効性に関する分析・評価及び結果概要の開示＞
4-11に記載のとおり、取締役会全体としての実効性に関する評価・分析は実施していないため、開示すべき内容はありません。なお、さらなる経営機能強化のため、2021年度中に取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取組みについては、当社ウェブサイトに掲載しています。
https://www.matsui.co.jp/company/governance/pdf/cg_code.pdf

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社丸六	86,811,900	33.78
有限会社松興社	35,721,624	13.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	26,676,300	10.38
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,183,300	3.57
松井千鶴子	5,321,000	2.07
松井道太郎	5,262,400	2.05
三木千明	5,262,100	2.05
松井佑馬	5,261,800	2.05
松井道夫	4,464,000	1.74
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	2,946,000	1.15

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

【大株主の状況】は、2021年3月31日現在の状況を記載しています。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社や上場子会社を有していません。また、その他、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えると考えられる事実はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井川 元雄	他の会社の出身者											
安念 潤司	学者											
小貫 聡	他の会社の出身者											
矢島 博之	他の会社の出身者											
望月 恭夫	税理士											
甲斐 幹敏	他の会社の出身者								○		○	

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

井川 元雄		○	―――	井川元雄氏は、上場企業の常務取締役の経験を有し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の経営の監督及び経営全般の助言をしていただくことを期待して、選任しました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材と判断したため独立役員に指定しました。
安念 潤司		○	―――	安念潤司氏は、多くの大学の法学部教授及び弁護士としての経験を有し、法律に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営を客観的な立場で独立性をもって監視していただくことを期待して、選任しました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材と判断したため、独立役員に指定しました。
小貫 聡		○	―――	小貫聡氏は、証券業界及び運用業界において経営職を歴任し、投資顧問会社の代表取締役を務めるなど企業経営者としての経験もあり、金融業界全般に関する幅広い知見や金融機関経営の豊富な経験を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の経営の監督及び経営全般の助言をしていただくことを期待して、選任しました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材と判断したため、独立役員に指定しました。
矢島 博之	○	○	―――	矢島博之氏は、他企業での監査業務の経験を有し、公認内部監査人の資格を有するなど監査業務に関して幅広い経験と高い見識を有しております。2010年以降、当社の常勤監査役としてその職責を十分に果たしており、監査等委員会設置会社移行後においては、当社取締役の職務の執行を監査する監査等委員である社外取締役として適任であると考え、選任しました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材と判断したため独立役員に指定しました。
望月 恭夫	○	○	―――	望月恭夫氏は、大手金融機関における海外勤務も含めた豊富な経験を有し、また税理士としての財務及び会計の専門的な知識を有しており、当社取締役の職務の執行を監査する監査等委員である社外取締役として適任であると考え、選任しました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材と判断したため、独立役員に指定しました。

甲斐 幹敏	○	○	独立役員に指定している監査等委員である社外取締役の甲斐幹敏氏は、公益財団法人がん研究会の顧問であり、当社は同法人に対して寄付を行った実績があります。また、当社と同法人の間において、当社役職員の検診に関する契約を締結しております。 同氏と当社との間には取引等の利害関係はありません。	甲斐幹敏氏は、上場企業の監査役及び日本監査役協会の理事としての経験を有し、監査業務に関して高い見識を有しており、当社取締役の職務の執行を監査する監査等委員である社外取締役として適任であると考え、選任しました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材と判断したため、独立役員に指定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

取締役会で決議した「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、監査等委員会の運営を補助する組織として法務担当部署を設置しております。また、監査等委員会は、その職務執行に際し、必要に応じて内部監査担当部署に協力を求めることができ、内部監査担当部署はこれに応じることとしています。
また、監査等委員会は、上記部署の使用人の人事について、必要に応じて意見を述べ、協議をすることができるほか、当該使用人が他の業務を兼務している場合は、監査等委員会に係る業務に優先して従事させることができるなど、その独立性が阻害されない体制としています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会、会計監査人（PwCあらた有限責任監査法人）、内部監査担当部署は、定期的な意見交換等を通じ、緊密な連携を図っています。監査等委員である取締役は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査上の主要な検討事項（KAM）、監査結果等について報告を聴取することにより、連携を図るとともに、会計監査人から監査の実施状況の報告を聴取すること等を通じて、会計監査人の監査活動の適切性・妥当性について評価しています。また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対して監査の実施経過に関する報告を適宜求めるなどしています。
内部監査担当部署は、必要に応じて会計監査人との間で意見を交換しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

指名報酬委員会は、代表取締役である和里田聰と、井川元雄、安念潤司及び小貫聡の社外取締役全員で構成しています。当該委員会は指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っており、当社は、取締役・代表取締役の選解任、評価、報酬、後継者計画等の重要な事項について、社外取締役から適切な関与・助言を得るための体制を整えています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を充たす社外役員6名全員を独立役員として指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2021年6月27日開催の第105期定時株主総会において、基本報酬枠とは別枠にて年間総額3億円以内の範囲で、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権（年間6,000個を上限）を発行することを決議しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

ストック・オプションは、業績向上への意欲と士気を高めるために、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役を対象としています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第105期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、年間総額5億円以内（うち社外取締役分は5千万円以内。）とする旨を決議し、監査等委員である取締役の報酬については、年間総額5千万円以内とする旨の決議をしています。また、同総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、年間総額3億円以内で、ストック・オプションを発行する旨を決議しています。2020年度に係る取締役報酬の総額は341百万円です（会社法施行規則第121条第3号及び第4号に定める役員のうちの取締役の報酬の総額）。なお、役員の報酬等については、有価証券報告書及び事業報告で開示しており、これらの開示書類は当社ウェブサイトに掲載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を取締役会決議により定めており、その内容は、以下のとおりです。
①基本方針
当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、社内取締役については、個別の取締役の役位・役割及び業績を踏まえた報酬（基本報酬と株式報酬型ストック・オプションから構成する。）とする一方、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については、独立性を確保するため株式報酬型ストック・オプションを付与せず、基本報酬のみとすることを基本的な考え方とする。
②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、個別の取締役の役位・役割及び業績を踏まえて決定する。取締役の基本報酬についてはその決定を、代表取締役、社外取締（監査等委員である取締役を除く）役全員で構成される指名報酬委員会に委ねる決議を取締役会で行い、株主総会決議の定める総額の範囲で、指名報酬委員会が決定する。
③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
当社の役員報酬には、業績連動報酬は含まないが、業績向上への意欲と士気を高めることを目的として、社内取締役に対して毎年一定の時期に株式報酬型ストック・オプションを付与する。その公正価値の算定に当たっては付与時点の株価が考慮され、その個別の取締役に付与する個数は、基本報酬と同様、個別の取締役の役位・役割及び業績も勘案して決定する。なお、株式報酬型ストック・オプションを付与する個数に関して当社の業績を示す指標を基礎とする具体的な算定方式は定めておらず、権利行使条件に業績を示す指標等を基礎とする算定方式も含まれていない。
④基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社では、社内取締役の報酬等の支給割合について、基本報酬70%、株式報酬型ストック・オプション30%を基本的な考え方とするが、当社の主たる事業の業績は、経済環境や相場環境の状況等によって、大きく左右されることから、支給割合については基本的な考え方とかい離することがある。
⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

基本報酬については、指名報酬委員会が、株主総会で決議された範囲内で決定する。株式報酬型ストック・オプションについては、指名報酬委員会がその付与内容を立案し、取締役会にて決定する。

【社外取締役のサポート体制】

取締役へのサポートについては、取締役会運営事務局である経営企画担当部署、法務担当部署を中心とした情報提供等の支援体制を整備しています。とりわけ社外役員については、取締役会運営事務局及び担当取締役等を通じ、職務遂行上必要な社内の情報を十分に共有する体制を整えています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
松井 道夫	顧問	具体的な業務内容なし	非常勤 報酬：有	2020/06/28	任期：1年間（毎年更新）

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

当社は、取締役会の決議により顧問を選任します。松井道夫は取締役会や指名報酬委員会に関与しておらず、顧問としての報酬の年額は120万円です。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

経営の意思決定・監督機関としての取締役会、その意思決定に基づく業務執行の全般的統制を図る経営会議を設けております。取締役会については、定例の取締役会を月1回の頻度で開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役から担当業務の執行状況や詳細な事業計画等の進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っています。なお、取締役会は代表取締役社長和里田聰、常務取締役鵜澤慎一、佐藤邦彦、雑賀基夫、柴田誠史、芳賀真名子、田中豪、松井道太郎、井川元雄、安念潤司、小貫聡、矢島博之、望月恭夫、甲斐幹敏の14名の取締役によって構成されており、うち井川元雄、安念潤司、小貫聡、矢島博之、望月恭夫及び甲斐幹敏の6名は社外取締役です。社外取締役は、当社の経営戦略等の方向性の決定から個別の事業計画の策定にわたる経営判断の全般について、知識と経験を踏まえた助言や提言を行うとともに、独立した立場から社内取締役の業務執行の監督を行っています。また、監査等委員でない社外取締役は、取締役の選解任の立案、代表取締役及び役付取締役の選定及び解職の立案、取締役の基本報酬決定、取締役のインセンティブ報酬付与の立案等の重要な事項の判断について、指名報酬委員会の委員として関与しています。

社内取締役については、担当分野において高度な専門性を有するのみならず、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを推進していくにふさわしい人材を指名しています。監査等委員でない社外取締役については、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材を指名しています。なお、当社は筆頭独立社外取締役として小貫聡を選定しており、当該取締役が中心となり、経営陣との連絡・調整にあたる体制を整備しています。

経営会議は、代表取締役社長和里田聰、常務取締役鵜澤慎一の2名の常務以上の取締役によって構成されており、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、全般的執行方針を確立するため、経営に関する重要事項を審議し、併せて業務執行の全般的統制を図っています。

取締役会以外の意思決定及び業務執行については、「稟議及び決裁申請規程」等により、経営会議、代表取締役、管掌取締役、担当取締役、各担当部署の長の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、承認等に関する権限を明確に定めています。

当社では、指名報酬委員会を設置しており、取締役評価を踏まえた次期経営体制、取締役の報酬等の検討を行っております。指名報酬委員会は、代表取締役、監査等委員でない社外取締役全員で構成され、取締役の選解任の立案、代表取締役及び役付取締役の選定及び解職の立案、取締役の基本報酬の決定、取締役の株式報酬型ストック・オプション付与の立案等の重要な事項の判断に関与しており、代表取締役を含む経営陣の独断を牽制し、統治機能の強化を図っています。

監査等委員である取締役については、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材を指名しています。監査等委員会は、常勤の監査等委員矢島博之1名と、監査等委員望月恭夫、甲斐幹敏の2名の計3名で構成されており、社内及び社外の監査等委員でない取締役と意見交換、情報収集等を行い、監査の実効性を高めています。

当社では、内部監査担当部署を設置し、業務の適正な執行に関わる健全性の維持に努めています。内部監査担当部署は専任の管理者のもと、独立性を維持し、また、担当取締役及び常勤の監査等委員である取締役と緊密に連携し、その監督のもと内部監査に基づく是正指示・改善要請等を行っています。内部監査の結果は、取締役及び監査等委員会に速やかに直接報告されます。

取締役の報酬決定の方針については、Ⅱ－1「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

会計監査については、PwCあらた有限責任監査法人を会計監査人としています。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の小林尚明、大辻竜太郎です。また、当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他17名です。

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、変化の激しい経営環境へ適時適切に対応するには、経営判断と業務執行を一体化して運営することが望ましいと考え、高度な専門性を備えた社内取締役を中心に構成するマネジメント体制を採用しています。また、経営監視の点においては、複数の社外取締役を選任しており、これら社外取締役における監督、監査を実施することで、企業統治が十分に機能していると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より3営業日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	2001年の上場以来、多くの株主が出席できるように毎年日曜日に株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット（パソコン、スマートフォン等）による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英文の要約版を作成し、招集通知発送前に当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	株主が総会議案に関して十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の発送に先立ち、当社ウェブサイト及びTDnetを通じて招集通知を掲載し、早期開示を実施しています。また、株主総会の議決結果について、賛否の票数を含めた公表を行っています。 第105期定時株主総会については、2021年6月9日に招集通知を発送し、2021年6月27日に開催しました。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を四半期に1回開催し、代表取締役又はIR担当取締役が説明を行っています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国・欧州・アジアの投資家向けに海外IRを適宜実施し、代表取締役又はIR担当取締役が個別面談を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関連資料、有価証券報告書、株主総会招集通知、プレスリリースのほか当社の経営状況の理解を図るため業務数値（売買代金、取引口座数、注文・約定件数等）の月次データ等を開示しています。 （日本語URL）https://www.matsui.co.jp/company/ （英語URL）https://www.matsui.co.jp/en/	
IRに関する部署（担当者）の設置	戦略企画部内にIR担当部署を設置しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、その行動規範となる倫理コードにおいて、以下六つの「基本原則」を定め、遵守してまいります。 1.お客様の論理で考える 2.法令を遵守する 3.誠実公正である 4.社会から信頼を得る 5.会社資産を保護し、適切に活用する 6.個を活かし働きやすい職場環境を作る

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	企業の社会的責任（CSR）を果たすことがサステナビリティを向上させると認識しています。当社は、主な事業領域おける社会的な問題について、相応の対応を行ってまいります。政府は「貯蓄から資産形成へ」を掲げ、個人型確定拠出年金制度（iDeCo）や、積立NISA等の政策で個人の資産運用、資産形成を本格的に後押ししており、証券会社の担う役割が大きくなっています。我が国の少子高齢化の進行を受けて、年金だけでは退職後の生活のすべてを賄うことは難しく、老後の生活資金のために、自助努力による資産形成が現役時代から必要という認識が広がっていることが背景にあります。そのような中で、当社は、企業理念に基づき、個人投資家の様々なニーズを満たすための金融商品・サービスを提供することにより、個人投資家の投資や資産形成をサポートすることで、上場証券会社としての社会的な責任を果たしてまいります。また、法令等を遵守することは当然ながら、証券市場の公正性を高めるよう積極的に働きかけるなど、社会の安定に貢献する役割も果たしてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「重要情報の適時開示に関する規程」において重要情報管理責任者を定め、適時且つ正確な情報開示を行う体制を構築しています。法令に基づく開示以外にも、当社の経営状況の理解を図るため、業務数値（売買代金、取引口座数、注文・約定件数等）の月次データ等について、当社ウェブサイトを通じ積極的に情報開示しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

［内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況］
当社は、取締役及び従業員が法令諸規則等を確実に遵守することができるよう、コンプライアンスマニュアルを策定するほか、金融商品取引業者として適正且つ効率的な業務運営を行うべく、社内規程等を整備しています。また、各営業単位には営業責任者及び内部管理責任者を配置し、各営業単位における法令遵守を徹底しています。
当社は、取締役1名を内部管理統括責任者として定め、その指揮下にコンプライアンス担当部署を設置しています。コンプライアンス担当部署は日常的な業務の適法性・適正性確保に努めるほか、各部署に配置するコンプライアンス・オフィサーと連携し、各部署のコンプライアンス意識の向上に努めています。
業務の適正性については、定期的な内部監査の実施により事後的にも検証が行われ、問題が発見された場合には適宜改善が図られる体制としています。なお、内部監査は、監査等委員会監査及び会計監査人監査と相互に連携を図る仕組みとしています。
当社は、日本証券業協会が委託する第三者機関を通報先とする内部通報制度を導入しており、第三者機関への通報があった場合は、監査等委員会及び内部監査担当部署が報告を受ける体制としています。また、社内の違法行為等について、内部監査担当部署に直接通報する窓口を設けています。これらについては、社内規程に明確に定め、社内イントラネットへの掲載等により、従業員に周知しています。なお、内部通報者に対する不利益な取り扱いは、社内規程において禁止しています。

［財務報告に係る内部統制に関する体制］
適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、金融商品取引法及びその他の関連法令等の定めに従い、経理業務に関する規程を定め、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を整備しています。また、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす業務について全社レベル並びに業務プロセスレベルでの統制活動を行うため、社内横断的に担当者を配置して対応するとともに、会計監査人の適正な監査を受けるための体制を構築しています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序の安定と維持の重要性を十分に認識し、反社会的勢力の不当要求に対して屈することなく法令その他規範に則して対応することが、コンプライアンスそのものであると考え、反社会的勢力とは、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力に対し毅然たる態度で対応します。
当社は、取締役及び従業員が法令その他規範を遵守し、反社会的勢力に対し毅然たる対応を行うことができるよう、倫理コードを策定するほか、反社会的勢力に対して会社組織全体で対応を行うべく社内規程、コンプライアンスマニュアル、及び対応マニュアルを整備しています。また、倫理コードやコンプライアンスに関する研修を通じた取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上、及び反社会的勢力への対応要領、反社会的勢力に関する情報の管理要領等に関する研修の実施等により取締役及び従業員の啓蒙に努めます。
当社は、不当要求防止に関する責任者を定めるとともに、反社会的勢力への対応に係る統括部署を総務担当部署とし、顧客が反社会的勢力である場合（疑いのある場合を含む）の対応をコンプライアンス担当部署が担当する等、両担当部署が協力して対応するものと定めています。不当要求防止に関する責任者は、反社会的勢力の性質及び不当要求の内容に応じ、総務担当部署及びコンプライアンス担当部署と連携するものとしています。総務担当部署及びコンプライアンス担当部署は日常的に反社会的勢力の情報収集に努め、相互に情報を共有するほか、反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築し、平素から反社会的勢力と一切の関係を遮断します。また、警察、暴力追放運動推進センター、日本証券業協会証券保安対策支援センター、及び証券取引等監視委員会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築しています。また、高度な専門知識を持った複数の顧問弁護士と契約し、多角的な助言・援助が受けられる体制を構築しています。
当社は顧客をはじめとする取引の相手方等が反社会的勢力であるとの疑いが生じた場合には、総務担当部署及びコンプライアンス担当部署の指示に従って速やかに関係を解消するよう努めます。また、反社会的勢力からの不当要求がなされた場合には、策定した社内規程、マニュアル等に従った対応を行うものとし、外部機関及び顧問弁護士へ積極的に相談し、助言や援助を求めます。同時に、不当な要求を行ってきた反社会的勢力に対して、あらゆる民事上の法的手段を講じ、被害を受けた場合には刑事事件化を躊躇することなく適切な対応を行うものとします。

V その他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

法規制の変更、経営基盤強化のため、当社はコーポレート･ガバナンス体制を必要に応じて随時見直す方針です。

また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

【適時開示体制の概要】
当社は、常に投資者の視点に立ち、当社の会社情報については、迅速、正確且つ公平な開示に努めています。具体的には、「重要情報の適時開示に関する規程」に基づき、以下のとおり適時開示に係る社内体制を構築しています。
･当社が発行した株式等の価格形成に影響を及ぼしうる情報（以下「重要情報」といいます）は、IR担当部署の担当役員が一元的に管理します。
･各部門の担当役員は、担当内において発生した情報について、速やかにIR担当部署の担当役員に連絡します。ただし、担当役員が不在などやむを得ない場合、役職員が直接IR担当部署の担当役員に連絡することができます。
･当該情報が重要情報であるか否かの判断は、IR担当部署の担当役員が行います。
･重要情報の開示は、代表取締役又はその委任を受けたIR担当部署の担当役員が行います。なお、重要情報は東京証券取引所に対して、適時、適切に通知を行うとともに、当社ウェブサイト上においても掲載を行うことで、その周知徹底に努めています。また、重要情報とされなかった情報についても、投資者の投資判断に影響を及ぼすと判断されるものについては、上記と同様の手続きで、積極的に開示を行っています。

業務執行・監視・内部統制の模式図

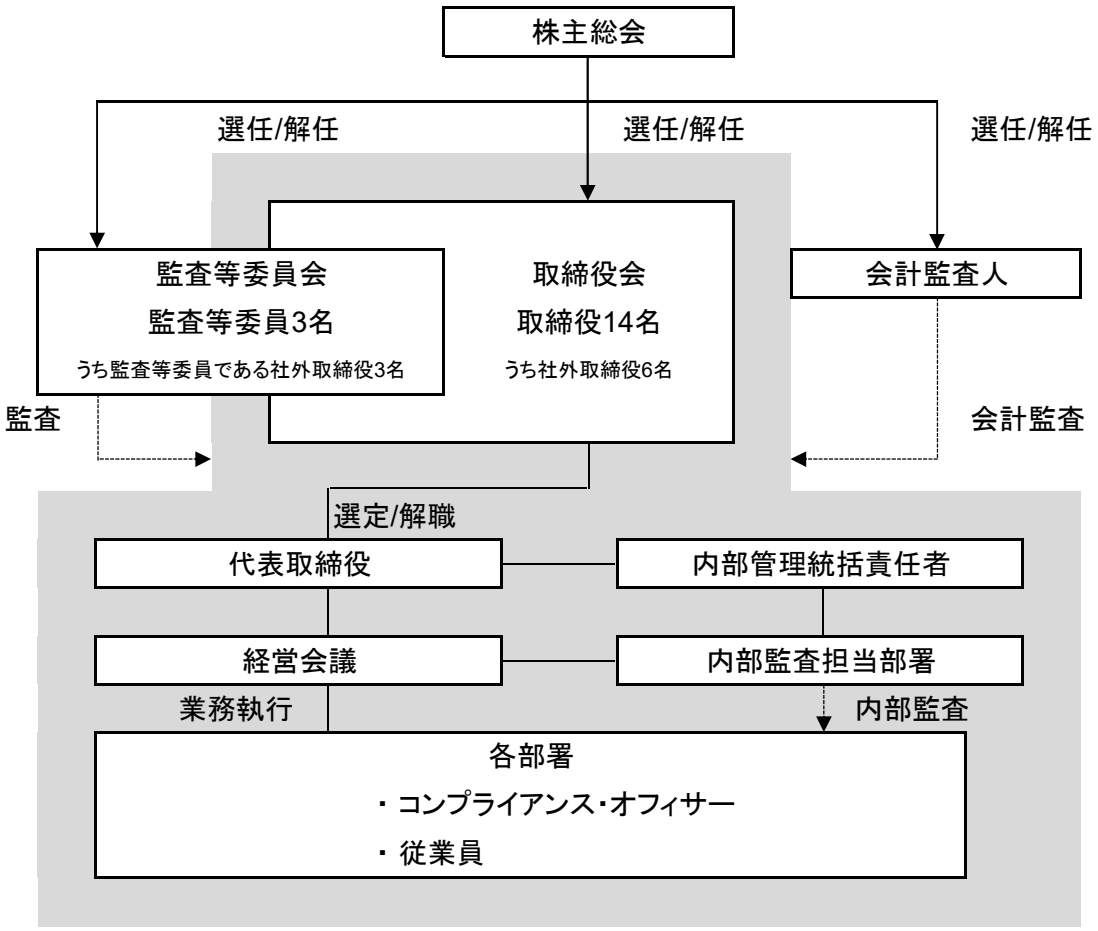

適時開示体制の概要（模式図）

